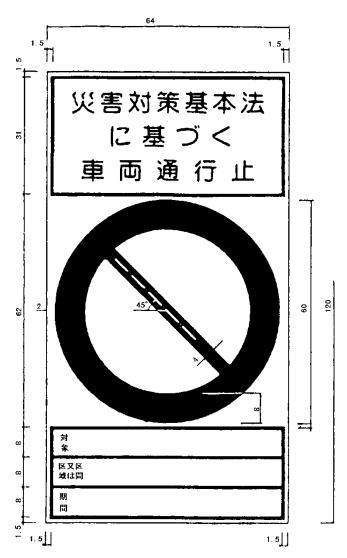
9 緊急輸送関係

緊急通行車両以外の車両通行止標示



備考

- 1. 色彩は、文字、線幅及び区分線 を青色、斜めの線及び枠を赤色、 地を白色とする。
- 2. 線幅及び区分線の太さは1セン チメートルとする。
- 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる

緊急活動用道路一覧

1 緊急交通路交通規制対象予定道路

(1) 警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間(県内)	交通検問所
中央道自動車道西宮線	阿智村県境~富士見県境	飯田、伊那、諏訪 IC
中央自動車道長野線	岡谷 JCT~更埴 JCT	松本IC
関越自動車道上越線	佐久県境~信濃町県境	佐久 IC、長野 IC
国道 18 号•18 号上田 BP	群馬県境〜新潟県境	軽井沢、野尻
国道19号·19号長野南BP	岐阜県境~長野市 R18 号西尾張部交差点	南木曽、高出

(2) その他幹線道路

路線名	区間(県内)
国道 117 号	長野市 R19 号中御所交差点~新潟県境
国道 403 号	麻績村中央自動車道長野線麻績 IC~中野市R292 号七瀬交差点
国道 406 号	長野市県道信濃信州新線鬼無里交差点〜長野市 R18 号東和田交差点〜上田市 R144 号菅平 口交差点
主地長野須坂IC線	│ 長野市R18 号上高田北交差点~須坂市関越自動車道上越線須坂長野東 IC 西交差点
主地長野真田線	長野市 R117 号下氷鉋交差点~長野市 R403 号インター南交差点

2 県地域防災計画に定める緊急輸送道路(1次・2次)

(1) 長野県地域防災計画における震災対策緊急輸送路(第1次)

路線番号	路線名	起点	~	終点	指定 延長 (km)
	中央自動車道西宮	阿智村県境		富士見町県境	122.1
	長野自動車道	岡谷JCT		更直JCT	75.8
	上記的動車道	佐久市県境		信農町県境	111.4
	中的横断自動車道	佐久南IC		佐久J諸JCT	7.8
高速自	動車国道4路線計				317.1
	国道18号	軽井沢県境		信農町県境	123.5
	国道19号	長野市高田		南大曽町県境	176.6
	国道117号	栄持規策		飯山市伍位野	33.3
		飯上市伍位野		豊田飯山IC	4.0
		長野市豊野立ヶ花橋		長野市豊野18号交点	1.4
		長野市19号交点		長野市青木島	3.5
一般国	道3路線計				342.3
31	主要地方道長野大町線	長野市 19 号交点		大町市 148 号交点	28.3
32	主要地方道長野停線	長野市 19 号交点		長野停車場	0.5
35	主要地方道長野真田線	長野市 117 号交点		長野市 403 号交点	4.7
58	主要地方道長野須坂インター線	長野市 18 号交点		須坂市 403 号交点	5.4
	2方道等 4 路線計				38.9
1 次指	定路線 11 路線計				698.3

(2) 長野県地域防災計画における震災対策緊急輸送路(第2次)

路線番号	路線名	起点	~	終点	指定 延長 (km)
	国道 117 号	飯山市古牧橋		長野市豊野町立ケ花橋	8.6
	国道 403 号	中野市江部		千曲市 18 号交点	36.2
	国道406号	長野市 18 号交点		須坂市横町	5.2
		長野市鬼無里和田		長野市 18 号交点	23.9
	道 3路線計				73.9
12	主要地方道丸子信州解線	青木村143号交点		長野市大岡宮平	27.0
31	主要地方道長野大町線	長野市19号交点		小川村夏和	10.1
34	主要地方道長野管下線	長野市大豆島		長野市403号交点	2.9
35	主要地方道長野真田線	長野市403号交点		上田市真田町144号交点	24.6
36	主要地方道信濃計開線	長野市戸隠宝光社		小川村大久保	27.3
37	主要地方道長野信濃線	長野市城山		長野市浅川東条	3.8
66	主要地方道豐野南志賀公遠線	長野市豊野町豊野		高山村中山	9.7
76	長野戸隠線	長野市戸隠馬場		長野市戸隠宝光社	3.1
77	主要地方道長野上田線	長野市117号交点		長野市篠/井	7.0
86	主要地方道戸隠篠ノ井線	長野市戸隠馬場		長野市戸隠山山	6.3
主要地	地方道 10 路線計				118.5
372	県道 三才大豆島中御戸線	長野市117号交点		長野市大豆島	4.3
395	県道川口田野口篠ノ井線	長野市大岡宮平		長野市大岡 19 号交点	6.1
398	県道長野豊野線	長野市 19 号交点		長野市 406 号交点	0.7
404	県道 栃京 と 郷 言 農 線	長野市中曽根上		長野市飯綱高原	3.1
506	県道戸隠高京街線	長所浅原条		長野市戸隠宝光社	15.6
一般県	達5路線計				29.8
2次指	超線18路線十				225.5

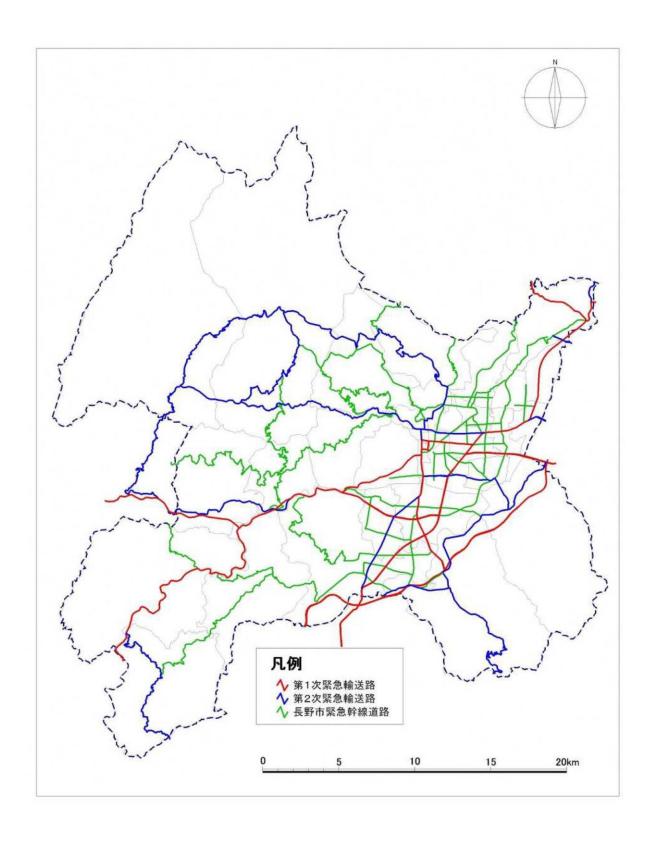
資料 9-2 緊急活動用道路一覧

3 長野市緊急幹線道路

国道	┃ 国道 18 号、国道 19 号、国道 117 号、国道 403 号、国道 406 号
	(県震災対策緊急輸送路線の再掲)
	主要地方道 長野信濃線(県指定外部分含む。)
	主要地方道 長野荒瀬原線(県指定外部分含む。)
	主要地方道長野須坂インター線(県指定外部分含む。)
	主要地方道 長野菅平線
	主要地方道 長野真田線(県指定外部分含む。)
	主要地方道 長野上田線
	主要地方道 戸隠篠ノ井線(県指定外部分含む。)
	主要地方道 長野信州新線
	県道 三才大豆島中御所線(県指定外部分含む。)
	県道 小松原川中島停車場線
	県道 関崎川中島停車場線
	県道 松代篠ノ井線
主要地方道•一般県道	県道 清野篠ノ井停車場線
工安地万足 放外退	県道 長野豊野線(県指定外部分含む。)
	県道 大豆島吉田線
	主要地方道 長野(停)線
	主要地方道 長野大町線
	主要地方道 信濃信州新線(県指定外部分含む。)
	主要地方道 豊野南志賀公園線
	主要地方道 長野戸隠線(県指定外部分含む。)
	県道 川口田野口篠/井線(県指定外部分含む。)
	県道 栃原北郷信濃線
	県道 戸隠高原浅川線(県震災対策緊急輸送路線の再掲)
	県道 森篠/井線
	県道 小川長野線
	県道 北長野(停)線
	北長野通り線
	上松吉田線
	長野大通り線-長野西 214 号線
	長野西 944 号線
	長野西 945 号線
	東通り線
	川中島 314 号線
	湯谷小北線-長野北 550 号線-檀田稲田線-若槻 373 号線-古里 344 号線
	運動公園西通り線ー長野東 157 号線ー若槻 394 号線ー若槻 367 号線
	運動公園通り線
	柳原古里線
市道	柳原 180 号線
川旭	北中市村線
	差出犀北線-安茂里 407 号線-差出狐島線-長野西 746 号線
	四ツ屋今井線
	川中島 331 号線-北原今井線-川中島 332 号線
	東福寺稲里線
	大座法師池西高線
	古牧朝陽線
	影山岩戸線一百瀬岩戸池平線
	東口通9線
	上松狐池線
	長野中 349 号線(国道 406 号線から県道長野豊野線までの区間)
	長野西 831 号線
	11

【選定基準】

- ① 県地域防災計画掲載路線
- ② 市内各地区へのアクセスについては複数路線を確保するよう計画する。そのために①以外で通行を確保する必要がある県道
- ③ ①及び②を結ぶ市道。主要防災施設へのアクセスを可能にするための主要市道



緊急輸送車両の様式

E

目的地

=

氏名

緊急輸送車両の様式(知事が行う場合)

Ш

Щ

#

#I

 \pm # 蹈 舞 囯 # î 浬 ⑩

緊急輸送車両の様式

		緊急輸送車両の株式				緊急輸送
(四、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田	ri ri	(公安委員が行う場合)		燕 到 F	様式第1号 地震防災・災害対策用	
C C C C C C C C C C C C C C C C C C C			年 月 日	<u> </u>	原ナノル音・国内保護指揮用	是 上
		聚金矿石再丙糖器中田	千里			聚光
至 声	県 公 安 泰	委員 会 殿			長野県知事殿	巤
			名			
番号標に表示されている番号	表示され				番号標に表示され ている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両に あっては、輸送人員又は昭名)	途(緊急) う車両に 輸送人 1)			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)	
使用者	住所		6 回 ()		住所使用者	
	氏名				氏名	
通行日時	報日	-			通行日時	
		出発地	目的地			
通行経路	圣 路				通行経路	
霍	TVZ				編が	



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

15

災害時における緊急輸送等に関する協定書(長野市と長野県タクシー協会)

長野市と一般社団法人長野県タクシー協会(以下「長野県タクシー協会」という。)は、長野市内で 災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)発生時における人員の緊急輸送及び情報 収集(以下「緊急輸送等」)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害が発生又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、 長野市から長野県タクシー協会に対して行う緊急輸送等の要請に関し、必要な事項を定め、緊急輸 送等について、迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

(緊急輸送等の要請)

- 第2条 長野市は、災害時等において、長野県タクシー協会に対して次に掲げる事項について、協力 を要請することができる。
 - (1) 応急対策に必要な人員、物資及び機材の輸送
 - (2) 要配慮者等の社会福祉施設及び医療機関等への輸送
 - (3) 災害の状況及び被害状況の収集
- 2 前項に定めのない場合には、長野市及び長野県タクシー協会で協議の上、協力を要請することができる。

(要請方法)

- 第3条 長野市は、前条により長野県タクシー協会に要請する必要があると判断したときは、文書(様式第1号、なお前条第1項第3号によるものは様式2を添える。)により要請する。
- 2 ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(緊急輸送等の協力)

第4条 長野県タクシー協会は、長野市から緊急輸送等の要請を受けたときは、緊急輸送等に対する 協力等を積極的に努めるものとする。

(経費の負担)

- 第5条 この協定に基づき長野県タクシー協会が要請により緊急輸送等に要した経費は、長野市の負担とする
- 2 前項に規定する経費については、輸送等終了後、長野県タクシー協会が提出する報告書(様式第3号)に基づき、災害等が発生する直前における運賃、料金及び輸送等に要した経費を基準として、 長野市と長野県タクシー協会が協議の上決定するものとする。
- 3 長野市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を長野県タクシー協会 に支払うものとする。

(事故報告)

第6条 長野県タクシー協会は、要請された業務の運行に際し、事故が発生したときは、長野市に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

資料 9-4 災害時における緊急輸送等に関する協定書(長野市と長野県タクシー協会)

第7条 長野県タクシー協会は、要請された業務の運行に際し、長野県タクシー協会の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(連絡調整)

第8条 長野市と長野県タクシー協会は、緊急輸送等の要請に際し、支障をきたさないよう連絡体制、 連絡方法及び連絡手段について、平常時より連絡調整を行うものとする。

(訓練への参加)

第9条 長野県タクシー協会は、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、長野市が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、長野市又は長野県タクシー協会のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

- 第11条 本協定に定めのない事項及び、本協定の内容又は解釈に疑義又は紛争が生じた場合は、長野市と長野県タクシー協会で協議の上、決定する。
- 本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、長野市と長野県タクシー協会それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29 年3月15 日

長野市大字鶴賀緑町1613 番地 長野市 長野市長

長野市大字高田字高田沖359番地3 一般社団法人 長野県タクシー協会 会長

資料 9-4 災害時における緊急輸送等に関する協定書(長野市と長野県タクシー協会)

樣式1号	1号	要請 No.	様式2号	10	要請Mo	(%1)
一般	-般社団法人 長野県タクシー協会	年 月 日	一般社區	一般社団法人 長野県タクシー協会	年 月 様	ш
		長野市長			長野市長	
	災害時に	災害時における緊急輸送等 要請書		災害時における男	災害時における緊急輸送等 被害状況の情報収集 要請書	
平のといい	年 月 おり緊急輸送	日に締結した災害時における緊急輸送等に関する協定に基づき、下記等の協力を要請します。 等の協力を要請します。 記	災害時にいます。	こおける緊急輸送等に関する	災害時における緊急輸送等に関する協定第2条(3)に該当する情報提供を下記のとおり行います。	とおり行
		年 月 日 時			ᆜ	
	1 電話等による要請の日時	分頃	П	電話等による要請の日 時	年月日時	分頃
		所属名:			情報収集の所在(※2)	
	2 要請担当者	職氏名:				
		連絡先電話番号:				`
		ア 応急対策に必要な人員、物資及び機材の輸送				
		イ 要配慮者等の社会福祉施設及び医療機関等への		计 计 子 化 化 计 计	●情報収集内容	
	3 緊急輸送等要請內容	輸送		情報収集の場所、 災害の状況、被害状況		
		ウ 災害の状況及び被害状況の収集	- 5	(道路、河川、宅地崩壊、		
		エ その他 (トの色)		
		ф \				
	緊急輸送人員及び要請台数及び緊急輸送等区間	乗車場所:				
		降車場所:				
	災害状況及び被害状況の	災害状況:				
		災害・被害 場所:			会社名:	
	10 女女父终于来 6 古父书	所属名:	00	情報提供者	運転手名 :	
	株の地できた地の担当的 署及び担当者名等	担当者:			連絡先電話番号:	
		連絡先電話番号:	Ĭ <u>.</u>	 様式1の要請N.を記入すること	٦.	
<u> </u>	7		01 m	所在は市町村名、字、地名 <別紙>により 周辺の1	所在は市町村名、字、地番等分かる範囲で記入すること <別部>により 周辺の目印等も会め簡製に記入するか。 住字地図の写し	年を派仕
]**	被害状況の情報収集を要請の対	※ 被害状況の情報収集を要請の場合は、様式25併せて作成の上、要請すること		、情報収集すべき所在を明	し、情報収集すべき所在を明示すること	

一般社団法人 長野県タクシー協会 Ш 平成 年 月 日に締結した災害時における緊急輸送等に関する協定に基づき、 記のとおり緊急輸送等を実施したので報告します。 要配慮者等の社会福祉施設及び医療機関等への 10 中 応急対策に必要な人員、物資及び機材の輸送 Щ # 無 **小数** ウ 災害の状況及び被害状況の収集 日付け 報告書 Щ 災害時における緊急輸送等 情報収集場所 その他 乗車場所: 降車場所: 運転手名 딞 #車両種別 所属名 担当者 緊急輸送等実施の担当部 署及び担当者名等 災害状況及び被害状況の 情報収集場所 輸送車両種別及び台数及 び緊急輸送等区間 タクシー会社及び運転手 緊急輸送等要請內容 要請の日時 及び要請書番号 緊急輸送人員 W 長野市長 師 様式3号 7 က LC 9 7 ∞

災害時におけるバス利用に関する協定書(長野市と長野県バス協会)

長野市(以下「甲」という。)と公益社団法人長野県バス協会(以下「乙」という。)とは、長野市内において災害等が発生又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙に加入する会員の有するバス(以下「バス」という。)の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において多数の避難者を安全かつ迅速に避難させること又は一時的な 避難所としてバスを利用すること(以下「バス利用」という。)により、被害の軽減を図り、もって 市民等の安全を確保することを目的とする。

(配車の要請等)

- 第3条 甲は、災害時等において、バス利用が必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。ただし、被災等により乙への要請が困難な場合は、乙に加入する会員(以下「会員」という。)に対して直接要請できるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、積極的に協力するものとする。
- 3 甲は、要請を受けて業務に従事する会員に対し、その業務に必要な情報等を提供 する。
- 4 第1項の規定による要請は、要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 バス利用に要した費用は、甲の負担とする。
- 2 前項に規定する経費については、乙が提出する実施報告書(様式第2号)に基づき、災害発生時直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(事故報告)

第5条 乙は、要請された業務の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を 報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第6条 乙は、要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲と乙は、バス利用の要請に際し、支障を来さないよう連絡体制、連絡方法 及び連絡手段について、平常時より連絡調整を行うものとする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

資料 9-5 災害時におけるバス利用に関する協定書(長野市と長野県バス協会)

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙 協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月14日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市

長野市長 加藤久雄

乙 長野市大字中御所鶴田560番地4

公益社団法人長野県バス協会

会長理事 中島一夫

資料 9-5 災害時におけるバス利用に関する協定書(長野市と長野県バス協会)

様式第 要請No.	様式第1号 要請No.			様式	様式第2号		_
		#	月 日		長野市長あて	H H H	
≪ ○	公益社団法人 長野県バス協会 (会員社名:	協会((())				公益社団法人 長野県バス協会 印 (会員社名:	
		長野市長	中 田		※割	災害時等におけるバス利用に関する実施報告書	
	9-1	災害時等におけるバス利用に関する要請書		12 H	平成31年3月14日付けで締結 とおり実施したので報告します。	平成 31 年 3 月 14 日付けで締結した、災害時等におけるバス利用に関する協定に基づき、下記のおり実施したので報告します。	
1	:成31年3月14日付けで	平成31年3月14日付けで締結した、災害時等におけるバス利用に関する協定に基づき、下記のと、 8・4・4・11 のよりまました。 8・4・11 のよう まましょう	き、下記の			E-PHE	
-7) 15	とおりハス利用の陥刀を要請します。	て来ず。		1	要請の日時 及び要請書番号	年 月 目付け 号	
,	かしまれ	人員輸送 一時避難所	その色	2	要請內容	人員輸送 一時避難所 その他(
-	 数請公会					: 報	
2	要請担当者	所属名: 職氏名:		ಣ	日時及び輸送区間	乗車場所: 降車場所:	
		連絡先:日本時		4	車種及び台数	大型 台、中型 台 合計 台	
က	日時及び輸送区間	車場所車場所		D	バス会社及び運転手	. 各	
4	車種及び台数	大型 台、中型 台 合計 台		9	現地担当者名等	所属名: 担当者:	
Ŋ	現地担当者名等	所属名: 担当者名:		7	無が		
		電話番号:					

※必要に応じ、乗降場所等の地図を添付すること。

析

鐮